

# さいたま市市民活動推進委員会の概要

## 1 設置の根拠

さいたま市市民活動及び協働の推進条例 第9条

## 2 構成員

- ① 公募により募集した市民
- ② 市民活動団体の活動者
- ③ 大学又は事業者の代表者
- ④ 学識経験を有する者
- ⑤ 市の職員

全20人

## 3 任期

令和3年4月15日から令和5年4月14日（2年間）

## 4 活動の目的

市長の諮問に応じ、市民活動及び協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、設置するもので、20人以内で構成される委員会です。

さいたま市市民活動及び協働の推進条例（抜粋）

\* 市民活動

市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動

\* 協働

市及び市民活動団体が地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うこと

## 5 委員会の活動内容

- (1) 市民活動及び協働の推進のあり方の検討（諮問）
  - (2) 市民活動及び協働の推進基金（マッチングファンド）助成事業の審査
- ※主にコムナーレ内の施設で開催する予定です。

## 6 [参考] 令和2年度の実績について（日程・所要時間／主な議題）

第1回 7月16日 約2時間 / 諮問事項の協議（全体協議）

第2回 8月26日 約2時間 / 諮問事項の協議（全体協議）

第3回 10月5日 約2時間 / 諮問事項の協議（全体協議）

第4回 11月13日 約2時間 / 諮問事項の協議（全体協議）

第5回 1月19日 約2時間 / 諮問事項の協議（全体協議）

答申の最終確認

第6回 緊急事態宣言発出による書面開催

/ 令和3年度助成事業第一次審査

第7回 3月10日 約3時間 / 令和3年度助成事業第二次審査